

協議第 4 1 号

農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について

農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 6 月 1 6 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 9	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p>< 農林振興事業 ></p> <p>(1) 水田農業構造改革対策事業 産地づくり交付金は、平成 1 7 年度から統一する。 集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(2) 利子補給事業 利子補給は、統合する。</p> <p>(3) 団体・組織 農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は廃止の方向で調整する。</p> <p>(4) 事業助成 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(5) 土地改良事業 土地改良事業にかかる農業用施設の修繕工事分担金は、廃止する。</p> <p>(6) 林道等整備事業 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。 作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(7) 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(8) 緑化推進事業 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。</p> <p>< 畜産振興事業 ></p> <p>(1) 団体・組織 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 共進会等 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2 才雌牛共励会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>(3) 互助共済事業 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(4) 利子補給制度 子牛代金前払制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は、引き継ぐ。</p>		

- (5) 優良牛確保事業
優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- (6) 肉用牛貸付事業
肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。
- (7) 施設整備事業
施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- (8) 施設管理
畜産施設は、引き継ぐ。

< 水産振興事業 >

- (1) 内水面漁業
岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。
稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。
- (2) 海面漁業
アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。